

公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者及び久留米市教育委員会教育長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成30年度

部局名： 総合政策部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	旅費支給事務 旅費において、会議出席負担金に食事代が含まれているにも関わらず、減額調整されていないものがある。	出納閉鎖期間内（29年度中）に、戻入処理を完了しました。今後は、本件事案を基に、課内会議において適正な事務処理についての情報共有を行うとともに、当該事業の事務マニュアルに追加して引継ぎの徹底を行うことで再発防止に取り組みます。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成30年度

部局名： 協働推進部

指摘事項等			措置状況等
意見	財務監査	<p>物品購入に係る契約事務において、各部局で購入することができるもの一つとして規定されている予定価格1万円未満になるよう、分割して発注されているものがある。</p> <p>同一の営業種目の物品を故意に少額に分割して発注することは、価格が割高になる可能性があり、また、原則は入札であり、随意契約はあくまでも例外的な手続であることに鑑みると、少額ではあるが、経済性・公平性の観点からも好ましい状況とは言いがたいので、物品購入の計画的な執行に努めるとともに、法令例規等に則った適正な契約事務を行うこと。</p>	<p>ご指摘を受け、契約事務規則の遵守・徹底に向け、課内でのマニュアルの整備、研修を実施しました。</p>